

# 東日本大震災により著しい被害を受けられた方へ

## 東日本大震災復興緊急保証制度【略称：震災緊急】

【実施期間】2024年3月31日まで

東日本大震災により著しい被害を受けた中小企業者が、経営の安定に必要な事業資金を調達できるように支援する制度です。

- ・実施期間内の2024年3月31日までに融資実行する必要があります。
- ・比較的低保証料率での利用が可能です。
- ・制度概要は約定金融機関専用ページ内の制度要綱をご確認ください。

### ○ご利用の手続き

- ・対象となる方1 「罹災証明」

罹災証明取得

区市町村長等の証明を受けていただきます。

保証申込

罹災証明を添付し、信用保証の申込みをします。

- ・対象となる方2

計画区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域内に事業所を有する確認

納税証明書、商業登記簿謄本等の確認書類を添付し、信用保証の申込みをします。

- ・対象となる方3 「認定書」

認定取得

区市町村長の証明を受けていただきます。

保証申込

認定書を添付し、信用保証の申込みをします。

以上